

経 広 第 258 号

平成 27 年 7 月 6 日

大阪社会保障推進協議会

会 長 井上 賢二 様

寝屋川市長 北川 法夫

2015 年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答について

2015 年 6 月 5 日付けで要望のありました標記の件につきまして、別紙のとおり
回答いたします。

2015年度自治体キャラバン行動・要望書 寝屋川市回答

要求項目	回答	担当課
<p>1. 職員問題について 自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。 特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。</p>	<p>職員採用及び職員配置については、「第5期定員適正化計画」に基づき、効率的・効果的な市民サービスが提供できるように、適正に行ってまいります。 非正規職員の処遇については、国の動向を踏まえ対応してまいります。</p>	人事室
<p>2. 国民健康保険・医療について ①今年度から低所得者支援として全国で1700億円、大阪では150億円(大阪府談)が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより1人5千円の財政効果がある(＝引下げられる)としている。この収入により保険料を引下げ、さらにこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することももちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しく下さい。)</p>	<p>今年度から実施されている国の社会保障制度改革のひとつである、保険料の軽減対象者に応じた保険者への財政支援の拡充について、本市においてもこの拡充分に基づく繰入金を今年度予算計上しております。また、その他の一般会計からの繰入金につきましては、ルールに基づき繰入れを行っております。 国民健康保険料につきましては、加入されている被保険者の医療費の総額から、国・府の支出金などの歳入を差引いた額を賄うため、法及び条例に基づき算出しております。 保険料の減免につきましては、寝屋川市国民健康保険の保険料の減免に関する要綱に基づき実施しており、今後もこの規定の中で実施してまいります。 一部負担金減免につきましては、公平性の観点から、国基準に沿った運用を図ってまいります。 同制度については市ホームページに記事掲載を行いつつ、窓口対応を基本として、今後もきめ細かな対応をしております。</p>	保険事業室
<p>②「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしていても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。</p>	<p>資格証明書等の発行につきましては法に基づき、被保険者間の負担の公平を図るため措置しているものであり、理由も無く保険料を滞納している世帯には、今後も実施してまいります。 高校生世代までの対象者には短期被保険者証を交付しております。 財産調査・差押を実施するに当たり、法令を遵守することは当然のことであり、事前の納付折衝を十分に行った上で財産調査・差押を実施しております。また、生活保護世帯等につきましては、十分調査の上、滞納処分の停止も含め適切に対応しております。 差押禁止財産については、法令に基づき適切に対処してまいります。</p>	保険事業室
<p>③国や大阪府から出されているこれまでの通知は毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。</p>	<p>事務執行に必要な通知等の情報については、室内で共有しております。</p>	保険事業室
<p>④国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わったの通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。滞納者は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。</p>	<p>生活保護担当課とは、連携・情報共有を行っております。</p>	保険事業室

要求項目	回答	担当課
⑤今年度からの「財政共同安定化事業」1円化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう大阪府に強く要望すること。	今年度から保険財政共同安定化事業の対象額が1円以上となったことにより、大阪府ではその激変緩和措置として、影響額に対する財政調整交付金を交付することとしております。大阪府に対しては、これまでも支援の充実等を要望しており、今後も引き続き行ってまいります。	保険事業室
⑥福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。	福祉医療助成に対するペナルティ分に関する国庫補助の減額については、国に中止するよう引き続き要望してまいります。また、一般会計からの繰入金につきましては、ルールに基づき行ってまいります。	保険事業室
⑦無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。	無料低額診療事業については、窓口負担軽減の相談時における面接の中で対応しております。	保険事業室
⑧和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。(和歌山市は半額助成)	入院時食事療養費については制度に基づき支給しております。	保険事業室
3. 健診について ①特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。	平成20年度より、尿酸、クレアチンを上乗せしており、さらに平成25年度より心電図・貧血検査を市独自の基準で拡充実施しております。 費用については市民税非課税世帯および70歳以上は無料としております。	保険事業室
②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。	各種がん検診等は、集団検診として、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診・骨密度検診・肝炎ウイルス検診・胃がんリスク（ABC）検診を実施しております。また、市内委託医療機関において、子宮がん検診及び大腸がん検診を実施しております。 特定健診との同時受診は、子宮がん検診及び大腸がん検診の委託医療機関で受診することができます。	健康増進課
	子宮がん検診及び大腸がん検診については委託医療機関での特定健診との同時実施は可能です。	保険事業室
③特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。	特定健康診査の受診率については、近年、横ばい傾向にありますが、第2期特定健康診査等実施計画の目標値達成に向け努力をしており、未受診者対策として、電話による受診勧奨及び圧着ハガキによる受診勧奨を実施しています。	保険事業室
	がん検診の受診率向上を図るためコール・リコールの活用などを実施しており、今後も国の動向を注視するとともに、先進事例を調査・研究してまいります。	健康増進課
④人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。	国民健康保険の加入者で満30歳以上の方には、一定条件のもと、人間ドック・脳ドックそれぞれ2万円を限度として助成を行っています。	保険事業室

要求項目	回答	担当課
⑤日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。	一部委託医療機関により、土日・夜間の健診についても実施されています。	保険事業室
	休日検診として、乳がん検診、肺がん検診及び胃がん検診を、各年1回実施しております。	健康増進課
4. 介護保険・高齢者施策について ①第6期介護保険料の大幅値上げを撤回すること。公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、当初案どおり前倒し実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと。	介護保険料は介護給付費等の介護保険事業実施に必要な費用を推計し、第1号被保険者数等を勘案し3年に一度設定するものです。介護保険料については、介護保険事業の円滑な運営が可能となるよう、適切な財政措置を講じるよう、国及び大阪府に対して要望しております。公費による低所得者保険料軽減の独自実施につきましては、一般会計繰入による独自減免については不適切であると国から指導を受けております。	高齢介護室
②総合事業への移行については改正法では条例により「平成29年度まで」に実施することが出来るとされているので、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すること。総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で、「プラスアルファ」として新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。すべての要支援認定者には移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにし、サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障すること。住民主体ボランティア等への移行を押し付けるように指導を行わないこと。介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「チェックリスト」による振り分けは行わないこと。総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐこと。被保険者の要介護認定申請の申請権を侵害するようなことはしないこと。サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の倍以上の単価を保障し、サービスにみあったものにする。指定事業所によって提供されるサービスについては、現行基準を緩和させず、質を担保すること。指定事業者の基準は現行予防給付と同一とし、「緩和した基準によるサービス」は導入しないこと。	新しい総合事業につきましては、効果的かつ効率的に事業が実施できるよう準備、検討を進めます。	高齢介護室
③8月からの利用料引き上げ(利用料2割化、補足給付の改悪)については中止するよう国に求めるとともに、自治体として緊急対策を講じること。	法に基づき適切に対応してまいります。	高齢介護室
④高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てかえること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。	高齢者の熱中症予防については、市出前講座や地域包括支援センターで実施している講座にて周知・啓発を行っており、市広報紙及びホームページにおいても啓発をしております。また、社会福祉協議会の校区福祉委員会による小学校区単位の見守り活動等において実施しております。	高齢介護室

要求項目	回答	担当課
<p>5. 障害者の65歳問題について</p> <p>①介護保険第1号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について平成19年3月28日付通知」が出されている。しかし、厚生労働省調査では適切な運用がされていない実態が明らかとなり、平成27年2月18日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行うこと。</p>	<p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、関係課との連携を図りながら、利用者の立場に立った適切なサービス提供が行われるよう対応しております。</p>	<p>高齢介護室</p>
<p>②障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は65歳を超えても無料とすること。</p>	<p>国及び大阪府に対し低所得者に対する利用料の軽減策について、総合的かつ統一的な対策を講じるよう要望しております。</p>	<p>高齢介護室</p>
<p>6. 生活保護について</p> <p>①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりに配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。</p>	<p>生活保護の実施体制については、被保護世帯の実態に応じてケースワーカー及び各種支援員等を配置しています。</p> <p>生活保護の適正実施に努めるため研修会などを実施しています。</p> <p>窓口対応については生活保護実施要領に基づき、適切に対応しています。</p>	<p>保護課</p>
<p>②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。</p>	<p>「しおり」や「手引き」については必要に応じて修正しています。</p> <p>「しおり」を窓口カウンターに備えています。申請用紙については窓口にも備えており、申請者の相談をお受けし、事情をお聞きしたうえで、申請の意思のある方にお渡ししています。</p>	<p>保護課</p>
<p>③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。</p>	<p>保護決定前に指導・指示はしていません。</p> <p>厚生労働省から無料職業紹介事業所の認可を得て、求人開拓事業を実施しています。</p>	<p>保護課</p>
<p>④通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。</p>	<p>生活保護手帳に基づき対応しています。</p> <p>制度については、保護開始時に渡している「保護の説明」に記載しています。</p>	<p>保護課</p>
<p>⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。</p>	<p>被保護者の状況に応じて「生活保護法 夜間・休日緊急用受給者証」を発行しています。</p>	<p>保護課</p>
<p>⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。</p>	<p>自動車の保有の基準に基づき判断するとともに、使用範囲については個別に検討し決定しています。</p>	<p>保護課</p>
<p>⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>窓口での暴力的言動に対応するため警察OBは引き続き配置します。</p> <p>本市生活保護適正化ホットライン事業は、生活保護制度の適正化に向けた取組であり、引き続き適切に実施します。</p>	<p>保護課</p>
<p>⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。</p>	<p>介護扶助の給付については生活保護実施要領に基づき、適正に対応しています。</p>	<p>保護課</p>

要求項目	回答	担当課
<p>7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて</p> <p>①子ども医療費助成制度は、2014年4月段階で1)全国1742自治体中986自治体(56.4%)が完全無料、2)1373自治体(78.8%)が所得制限なし、3)930自治体(53.4%)が通院中学校卒業まで、201自治体(11.6%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この3要件を全てクリアしている自治体は1つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し) 拡充をすすめるよう強く要望すること。</p>	<p>子育てしやすい環境の整備の観点から、平成27年7月より、入院・通院ともに高校生世代まで拡大します。また、大阪府に対して引き続き要望してまいります。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>②妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。</p>	<p>妊婦と胎児の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図るため、平成25年度より妊婦健康診査助成限度額を12万円(回数14回)としております。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>③就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3以内」より高いものとし所得でみること。</p> <p>・また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。</p> <p>・通年手続きが学校以外でもできるようにすること。</p> <p>・第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。</p> <p>・一昨年8月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。</p>	<p>・就学援助の適用条件につきましては、府内各市の実施状況等を踏まえ、設定しております。</p> <p>・持家と借家の差はございません。</p> <p>・申請につきましては、従前より教育委員会で受付を実施しております。</p> <p>・就学援助は、保護者等への経済的支援であるため、最新の正確な所得情報を用いて、認否を判定する必要があり、前年所得確定前の認否判断については、認否判定の結果によっては、市民の混乱を招くことも懸念されます。そのため、第1回の支給につきましては、前年所得の確定後としております。</p> <p>・就学援助の認定基準は、生活保護基準を基にしており、引き続き、国の動向を踏まえ適正に実施してまいります。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>④「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など若い世代の実質賃金を上げる施策としての多彩な家賃補助の制度化を図ること。独自の「子ども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。</p>	<p>新婚世帯や子育て世帯への家賃補助など、対象を限定した施策は実施しておりませんが、引き続き、若者世代を始めとした市民の定住促進を図るため、子育て・教育環境の充実、魅力ある都市空間の創出等を推進するとともに、今年度策定予定のまち・ひと・しごと創生総合戦略における人口減少抑制のための施策として位置づけ、今後も住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりを進めてまいります。</p>	<p>企画政策課</p>
	<p>本市独自の現金支給制度の実施は、現在、考えておりません。</p>	<p>子ども室</p>

要求項目	回答	担当課
⑤中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス(業者弁当)方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査(三食食べているか、何を食べているのか等)を行い、その結果必要であればモーニングサービス(パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの)の導入を検討すること。	中学校給食については、民間調理場を活用したお弁当方式で完全給食、全員喫食で実施しており、栄養バランスの取れた給食提供に努めています。	施設給食課
	本市では、全国学力・学習状況調査等で朝食摂取率などの生活習慣の調査を行うとともに、各家庭に食生活等の啓発を実施しています。また、各校では「食に関する指導の全体計画」を基に、教育活動全体での食に関する指導をしています。	教育指導課
⑥「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。	シングルマザー世帯等に対する生活支援施策としては、児童扶養手当、自立支援教育訓練給付金等の支給を行っております。	こども室
⑦公立幼稚園・保育所の統廃合はやめること。	現時点では、公立幼稚園の統廃合の計画はありません。	学務課
	現時点では、公立保育所の統廃合の計画はありません。	こども室